

# 平成 29 年度神奈川県相談支援従事者現任研修実施要領

## 1 研修目的

障害者等の相談支援に従事する者が、障害者等の意向に基づく地域生活を実現できるよう支援するために必要な保健、医療、福祉等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、適切な支援方法について学び、資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 実施主体 神奈川県

(保健福祉局福祉部障害福祉課及び保健福祉大学実践教育センターとの共同企画)

## 3 研修内容

- (1) 障害者総合支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。
- (2) 神奈川県における地域生活支援事業に関する事業内容について理解する。
- (3) 自立支援協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法について理解する。
- (4) 身体、知的、精神の障害種別を越えた障害者ケアマネジメントのあり方を学ぶ。
- (5) 地域でのネットワーク形成に向けた支援アプローチを考える。

## 4 受講対象者（受講資格）

以下の要件をすべて満たす者

- (1) 障害者総合支援法における指定特定・障害児・一般相談支援事業所及び市町村並びに県機関等（以下、「指定相談支援事業所等」という）において相談支援業務に従事している者（今後その見込みがある者も含む）
- (2) 神奈川県内（横浜市・川崎市を除く）に在勤する者
- (3) 相談支援従事者初任者研修を修了した者（平成 23 年度以前に初任者研修を修了した者は、相談支援従事者現任研修を修了していることが必要）
- (4) 事前課題を提出できる者
- (5) 3 日間すべての日程を受講できる者

### <留意事項>

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5 年以内に当現任研修を修了する必要がある、以後5年間に1回以上受講することが必要です。指定相談支援事業所等は、相談支援専門員の計画的な受講にご配慮をお願いします。

平成 24 年度初任者研修修了者は、今年度中に現任研修を受講し修了する必要があります。

## 5 日程

平成 29 年 10 月 30 日（月）、10 月 31 日（火）、11 月 21 日（火）

※今年度は下記日程のみの開催です。

## 6 定員

120 名

※受講希望者が定員を超えた場合は選考により決定します。

## 7 会場

神奈川県立保健福祉大学実践教育センター（相鉄線二俣川駅北口より徒歩またはバス）  
〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-5-1

## 8 研修カリキュラム

別添カリキュラムを参照してください。

## 9 受講申込み

- (1) 指定相談支援事業所等の所属長は、受講対象者について別添「平成 29 年度神奈川県相談支援従事者現任研修受講申込書（受講申込用紙）」により、県立保健福祉大学長あてに推薦してください。
- (2) 同一所属から複数名の受講を希望する場合は、所属内での優先順位を受講申込書の「所属内優先順位」の欄に記入してください。
- (3) **初任者研修の修了証書のコピー(A4 サイズ)を必ず添付**してください。
- (4) 現任研修を修了している者は、**現任研修修了証書のコピー(A4 サイズ)を必ず添付**してください。複数回修了している者は、**その全ての修了証書のコピー(A4 サイズ)を必ず添付**してください。
- (5) 平成 17 年度以前に障害者ケアマネジメント従事者養成研修を修了した者は、別途追加研修修了証書並びに現任研修の修了証書が必要になりますので併せて添付してください。

## 10 申込み期限

**平成 29 年 7 月 20 日（木）必着**

※下記の送付先へ 郵送 してください。郵送以外は受け付けませんのでご注意ください。

※受講の可否をお知らせしますので、82 円切手を貼付した長形 3 号の返信用封筒（返信先を明記）を必ず同封してください。なお、長形 3 号よりも小さい封筒を同封しないでください。長形 3 号より大きな返信用封筒の場合はそれに合わせた額の切手を貼付してください。

## 11 受講申込書の送付先及び問い合わせ先

〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-5-1 神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター 実践教育部 山田宛  TEL: 045-366-5871 (直通)
---

※封筒のおもてに朱書きで「相談支援従事者現任研修申込書在中」とご記入ください。

## 12 受講者の決定

受講者は、応募多数の場合、書類選考により決定し、各所属長あてに文書で通知します。

※7月下旬の予定

## 13 修了証書、修了者名簿の管理

研修カリキュラムのすべてを修了した者に修了証書を授与します。

なお、研修修了者については、氏名及び生年月日等を記載した名簿を神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課において管理します。また、事業所所在地の市町村に研修修了者の情報を提供しますのでご承知おきください。

## 14 受講料

無料

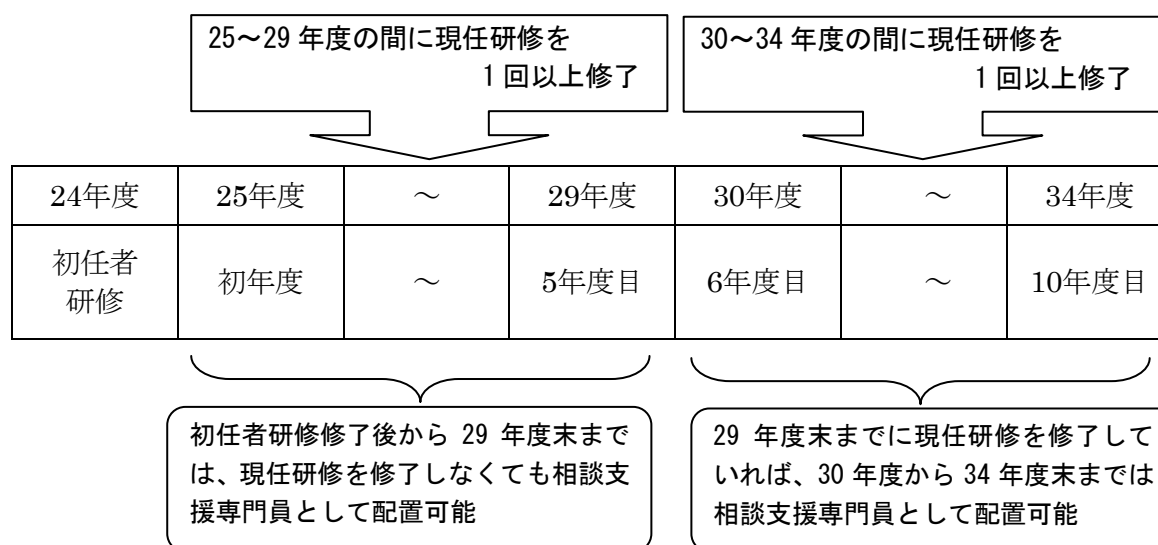
## 15 その他

- (1) 駐車場はありませんので、来場の際は、公共交通機関を利用してください。
- (2) 受講に当たって、手話通訳、点訳教材、身障者用駐車場等を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。
- (3) 遅刻及び早退は欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、ご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持ってご来場ください。
- (4) 著しく受講態度が悪く（私語、居眠り、携帯電話の使用等）、繰り返し注意された方には、修了証書を交付できませんので、ご注意ください。

### 《参考》 相談支援専門員の資格の更新

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了し、修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修を修了する必要があるが、以降、5年間に1回以上現任研修を受講し修了することが必要となります。（5年度毎に更新）

＜平成24年度に初任者研修を修了している場合＞



### 《注意事項》

- 平成24年度初任者研修修了者で平成25年度以降に現任研修を修了していない方については、平成29年度中に現任研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格を失効します。
- 失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすためにあらためて初任者研修(全日程)を受講する必要があります。